



大阪府の産業集積促進地域指定を受ける

～市内4箇所の工業地域～

河内長野市では、平成27年3月に河内長野市企業立地促進条例を制定し、市内における企業の立地促進や流出防止に取り組んできました。

この一環として、大阪府に産業集積促進地域指定を申し出ておりました市内の工業地域4箇所について、平成29年7月25日付で以下の通り指定を受けることとなりました。

これにより指定地域内で工場等の家屋やその敷地となる土地を取得する場合、「河内長野市企業立地促進条例」に係る補助（詳細は別紙1参照）に加え、不動産取得税を軽減する特例措置等の府の優遇制度（詳細は別紙2参照）を受けることができます。

今後は府と協働しながら引き続き市内企業の立地促進や流出防止に取り組んでいきます。

（指定地域）

- ・河内長野工業団地地区(上原西町及び寿町の各一部 14.5ha)
- ・河内長野市木戸西町工業地域地区(木戸西町一丁目及び二丁目の各一部 5.3ha)
- ・河内長野市楠町東工業地域地区(楠木町東の一部 5.0ha)
- ・河内長野市菊水町・向野町工業地域地区(菊水町及び向野町の各一部 9.1ha)

◆「産業集積促進地域」の制度概要

(1)目的

- 市町村の産業振興やまちづくり施策と連携し、産業集積を維持・促進
 - ア 大阪でがんばる中小企業等の再投資を促進（工場等の新築や増改築を支援）
 - イ 工場等の流出防止
 - ウ 工場等の移転・廃止跡地を引き続き工場等として活用促進

(2)対象地域

- 市町村において産業集積促進計画を策定し、工場等の再投資等促進に向けた取り組みが行われる地域
- 工業地域や工業専用地域における産業の集積地、工場集積などの地区計画のある準工業地域
- 市町村の優遇措置が講じられている地域

(3)指定の手続

- 市町村長の申出（計画書の提出）に基づき、知事が指定・告示

(4)優遇制度

- 工場等の家屋やその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減(2分の1)。併せて、「府内投資促進補助金（工場等）」の補助対象地域になります。

※上記内容は同日付で大阪府から大阪府政記者会に報道提供されています。

河内長野市企業立地促進制度の概要

河内長野市では、企業立地を促進し、産業の振興及び市民の雇用機会の拡大を図り、本市経済の発展に資することを目的として下記のとおり優遇制度を設けています。

対象業種	日本標準産業分類における以下の業種 ①製造業 ②情報通信業 ③運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業 ④学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・研究開発機関
対象地域	市域全域 (用途地域等による制限はありません。但し、都市計画法や建築基準法等の法令を遵守し、取得等された土地・建物等に限りです。)

立地奨励金	
交付額	固定資産税及び都市計画税の2分の1相当額
上限額	土地：500万円／年 建物：300万円／年 償却資産：500万円／年
交付期間	5年間
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・土地取得日から1年以内に、自己の事業の用に供する建物を新設又は既存の建物を取得等すること ・建物は必ず企業が所有すること（建物を賃借する場合や設備投資のみの場合等は対象外）
面積要件	①市街化区域 土地取得 ：取得面積 1,000 m ² 以上 建物新設等：延床面積 1,000 m ² 以上 設備投資 ：取得価格又は帳簿価格 1,000 万円以上 ②市街化調整区域 土地取得 ：取得面積 2,000 m ² 以上 建物新設等：延床面積 2,000 m ² 以上 設備投資 ：取得価格又は帳簿価格 1,000 万円以上

事業拡張奨励金	
交付額	取得した土地又は拡張、更新した建物部分に係る 固定資産税及び都市計画税の2分の1相当額
上限額	土地：500万円／年 建物：300万円／年
交付期間	5年間
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・土地を取得して事業を拡張する場合は、土地取得日から1年以内に、自己の事業の用に供する建物を新設又は既存の建物を取得等すること ・建物は必ず企業が所有すること（建物を賃借する場合や設備投資のみの場合等は対象外）
面積要件	土地取得 ：取得面積 100 m ² 以上 建物拡張・更新 ：延床面積 100 m ² 以上

※上記補助金は、事前の手続が必要です。また、上記のほか土地賃借助成金、雇用促進奨励金があります。詳しくは河内長野市までご相談ください。

～大阪府の企業立地促進制度の概要～

【注意】

企業立地促進補助金

- 補助金の交付は、審査会での審査を経て決定されます。
- 補助金申請前に契約や発注を行った建設工事の経費や機械設備の経費は、補助対象となりません。

府内投資促進補助金

既存工業集積地の維持・発展に向け、市町村の産業振興やまちづくり施策と連携し、大阪でがんばる中小企業の投資や新規立地の促進を図るため、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う企業に対し補助を行います。

対象者	工場又は研究開発施設の新築・増改築を行う中小企業	
対象施設	先端産業分野 ^{※1} の研究開発施設	既存工業集積地の工場・研究開発施設
対象地域	研究開発施設の投資奨励計画を持つ市町村 ^{※2}	産業集積促進地域
補助要件 及び 補助率	【投資に対する補助】	
	企業規模	中小企業（製造業の場合、一部の業種を除き従業員300人以下又は資本金3億円以下の会社及び個人）
	投資額 ^{※3}	1億円以上
	雇用要件	府内の事業所における操業開始日の府内常用雇用者の総数が交付申請時の数を下回らないこと
	補助率	家屋・機械設備等の5%（府内に本社、工場又は研究開発施設を持つ企業は10%）
	限度額	3千万円
	申請時期	補助対象事業の契約又は発注の日の前日まで
	【法人事業税に対する補助】補助対象者は上記投資に対する補助の交付決定を受けかつ下記要件を満たすもの	
	雇用要件	申請時に府内常用雇用10人以上、府内新規雇用5人以上確保すること
	補助率	操業開始年度の翌年度及び翌々年度の事業活動に賦課される法人事業税相当額の50%
限度額	2千万円	
申請時期	操業を開始する事業年度の翌（々）年度末に係る法人事業税を納付した日から3ヶ月後の日まで	

- ※1 先端産業分野：バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野のうち、先端的な事業と認めるもの
- ※2 研究開発施設の投資奨励計画を持つ市町村：大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、摂津市、高石市、東大阪市、大阪狭山市、阪南市、島本町
- ※3 投資に対する補助は、家屋の新築・増改築等を行うことが前提
- ※4 投資額：家屋・機械設備等に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く金額）

外資系企業等進出促進補助金

対日投資を促進し、大阪産業の高度化及び活性化を図るため、府内に本社を設置する外資系企業等に対し、投資額等の一部を補助します。

対象者	本社※を大阪府内に設ける外資系企業等（※本社機能を有する事業所で、広く一般に対して使用している呼称に「本社」という文字を用いているもの）			
補助要件	●事業所床面積250㎡以上かつ常用雇用者25名以上確保すること。なお、府内で移転する場合は25名以上増加すること。 （いずれの場合も、申請日の翌日から3年以内に達成すること） ●申請時期：補助対象事業の契約又は発注の日の前日まで			
補助率 及び 限度額	【家屋取得の場合】家屋・設備等の5%		【家屋賃貸の場合】賃料等の1/3（24ヶ月間）	
	常用雇用者数	補助金上限額	常用雇用者数	補助金上限額
	25～99人	3,000万円	25～99人	2,000万円
	100～199人	6,000万円	100～199人	4,000万円
	200人以上	1億円	200人以上	6,000万円

産業集積促進税制

大阪府では、府内における産業集積を税制面から促進するため、産業集積促進地域における土地や家屋の取得に係る不動産取得税を軽減する特例措置を設けています。

対象地域	産業集積促進地域（裏面参照）
対象不動産	各産業集積促進地域の指定公示日から平成31年3月31日まで（地域の変更又は指定解除があった場合はその公示日まで）の対象期間中に、当該地域内において取得した工場、研究所、倉庫の家屋 ^{*1} 又はその敷地である土地 ^{*2}
	*1 対象家屋・・・家屋は、自己の事業（風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除く。）として工場、研究所、倉庫の用に供するものに限る。なお、住宅を除く。 ①家屋を建築（新築、増築、改築）した場合は、対象期間中に建設の着手が行われた場合に限る。 ②建築以外（売買、交換、贈与等）の場合は、対象期間中に取得したものに限り。 ③倉庫は、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区に所在するものに限る。
	*2 対象土地・・・土地は、対象期間中に取得し、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に以下のいずれかが行われた場合に限る。 ①当該土地を敷地とする対象家屋の建設（新築又は増築に限る。）の着手が行われた場合 ②対象家屋を取得（建築した場合を除く。）した場合
対象者	中小企業者（資本金の額又は出資の総額が1億円以下である会社及び個人をいいます。）で、自己の事業 [*] の用に供するために対象不動産を取得した方のうち、対象不動産の取得に関して市町村が講ずる優遇措置を受けた方 ※事業には、風俗営業等及び風俗営業等に利用させる目的で不動産を貸し付ける事業を除きます。
軽減額	対象不動産の取得に係る不動産取得税の2分の1に相当する金額（上限：2億円）

【お問い合わせ先】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 立地・成長支援課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25F

TEL 06-6210-9406 FAX 06-6210-9296

URL <http://www.pref.osaka.jp/ritchi/>

大阪府の産業集積促進地域（平成29年7月25日現在）

	○堺市臨海部工業専用地域等地区	【指定公示日：平成19年10月2日、平成25年5月9日】
堺市	○堺市大和川南岸工業地域地区 ○堺市遠里小野工業地域地区 ○堺市大仙西町工業地域地区 ○堺市石津北町工業地域地区 ○堺市中区工業地域地区 ○堺市毛穴工業地域地区 ○堺市東区・北区工業地域地区 ○堺市西区工業地域地区 ○堺市鳳南町工業地域地区 ○堺市西区南部工業地域地区 ○堺市美原区工業地域地区 ○堺市美原区木材団地工業専用地域地区	【指定公示日：平成24年6月22日】
岸和田市	○岸和田市磯上工業地域地区 ○岸和田市木材コンビナート地区 ○岸和田市鉄工団地地区 ○岸和田市岸和田漁港地区 ○岸和田市地蔵浜工業専用地域地区	【指定公示日：平成21年4月1日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド地区	【指定公示日：平成25年4月12日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド保管施設用地地区	【指定公示日：平成25年8月16日】
	○岸和田市岸之浦町ちきりアイランド第2期製造業用地地区	【指定公示日：平成27年10月30日】
豊中市	○岸和田市岸和田丘陵地区	【指定公示日：平成27年3月6日】
	○豊中市豊南町工業地域地区 ○豊中市庄内南工業地域地区 ○豊中市島江・庄内宝町工業地域地区 ○豊中市二葉・大島町工業地域地区 ○豊中市神崎川南工業地域地区	【指定公示日：平成20年8月1日】
吹田市	○吹田市芳野町工業地域地区 ○吹田市江の木町工業地域地区 ○吹田市南吹田工業地域地区 ○吹田市西御旅町及び東御旅町工業地域地区	【指定公示日：平成25年9月19日】
泉大津市	○堺泉北港助松埠頭総合物流情報センター等地区 ○泉大津旧港地区 ○堺泉北港汐見沖地区	【指定公示日：平成26年5月9日】
高槻市	○高槻市宮田町一丁目工業地域地区 ○高槻市幸町・朝日町工業地域地区 ○高槻市桜町・明田町工業地域地区 ○高槻市南庄所町・下田部町工業地域地区	【指定公示日：平成21年4月1日】
貝塚市	○貝塚市二色南町地区 ○貝塚市新貝塚埠頭地区	【指定公示日：平成25年4月24日】
枚方市	○枚方市枚方企業団地地区 ○枚方市大阪紳士服団地地区 ○枚方市中部工業地域地区 ○枚方市堂山東工業地域地区 ○枚方市中南部工業専用地域地区 ○枚方市中南部工業地域地区 ○枚方市出口・中振工業地域地区	【指定公示日：平成20年1月7日】
	○枚方市津田サイエンスヒルズ地区	【指定公示日：平成20年5月1日、平成28年9月14日】
八尾市	○八尾市竜華地区周辺工業専用地域 ○八尾市竜華地区周辺工業地域 ○八尾市八尾空港周辺工業地域 ○八尾市上尾町地区周辺工業地域 ○八尾市渋川町2丁目工業地域 ○八尾市二俣工業地域 ○八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域	【指定公示日：平成19年10月2日】
河内長野市	○河内長野工業団地地区 ○河内長野市木戸西町工業地域地区 ○河内長野市楠町東工業地域地区 ○河内長野市菊水町・向野町工業地域地区	【指定公示日：平成29年7月25日】
大東市	○大東市西部工業地域地区	【指定公示日：平成22年4月1日】
和泉市	○テクノステージ和泉工業地域地区 ○トリヴェール和泉西部ブロック地区	【指定公示日：平成25年9月30日】
高石市	○高石市臨海部工業専用地域等地区	【指定公示日：平成19年10月2日、平成21年7月1日】
東大阪市	○東大阪市新町・宝町工業地域地区 ○東大阪市加納工業専用地域地区 ○東大阪市水走・川田工業地域地区 ○東大阪市加納工業地域地区 ○東大阪市岩田工業地域地区 ○東大阪市西岩田工業地域地区 ○東大阪市稲田新町工業地域地区 ○東大阪市高井田工業地域地区 ○東大阪市柏田西工業地域地区	【指定公示日：平成19年11月22日、平成28年10月14日】
泉南市	○泉南市りんくうタウン南・中地区	【指定公示日：平成25年4月12日】
阪南市	○阪南市桃の木台阪南スカイタウン地区	【指定公示日：平成25年4月19日】
田尻町	○田尻町りんくうタウン中・北地区	【指定公示日：平成25年22月21日】
岬町	○岬町多奈川臨海地区 ○岬町多奈川地区多目的公園事業活動ゾーン地区	【指定公示日：平成25年4月12日】